

# 重 要

令和6年4月11日

保護者様

和歌山市立雑賀崎小学校  
校長 谷口 佳都司

## 風水害・地震時における措置について

気象庁は、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけています。これに加え、平成25年8月30日に「特別警報」の運用が始まりました。警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

本校では警報等が発令された場合、次のとおり措置します。

### 【風水害】

#### ◎翌日に台風の接近・上陸の恐れがある時

翌日の「給食中止」を判断した場合は、前日の午後5時～午後7時に和歌山市メールシステム（ぐるりんメール）で連絡をします。

翌日の授業は午前中で終わります。

#### ◎登校時間に、「暴風警報」または「大雨警報」が和歌山市に発令されている時 自宅で待機させてください。

- ・午前6時に暴風警報または大雨警報が発表されていれば、給食はありません。その後、警報が解除されても授業は午前中で終わります。
- ・午前9時までに警報が解除された時は、解除一時間後に授業を始めます。通学路の安全を確かめた後、登校させてください。登校できない場合は、必ず学校にその旨連絡ください。
- ・午前9時までに警報が解除されない時は、臨時休業とします。

#### ◎その他の警報や注意報の場合でも、危険が予想される場合には、緊急の処置をとることがあります。（ぐるりんメールでご家庭に連絡します。）

### 【地震】

#### ◎震度5弱以上の地震が発生し、危険が予測される時は、臨時休業とします。 給食も中止します。

#### ◎登校後に警報が発表されたり、地震が発生した時は、学校で状況を判断し、時を見て下校させます。ただし、下校に危険が予想される場合は、学校で安全の確保を図ります（お迎えをお願いします）。

※震度5弱以上の地震により津波被害の恐れがある場合（津波・大津波警報が発令された場合はもちろん）は、創価学会和歌山文化会館（和歌山市雑賀崎6-4）の第1避難場所へ避難します。その場合安全に気をつけて避難場所まで迎えに来てください。

※学校への電話による個別の問い合わせは、緊急時の連絡が行えませんので、ご遠慮ください。登校時には危険物等にくれぐれも注意するよう、また、自宅待機や緊急下校後には外出しないように、ご家庭でもご指導ください。